



暖かい心 広い視野 行動力 『県民ひろば号外』

もりちゃん通信

大分県議会議員 守永信幸活動報告

発行責任者
大分県議会・県民クラブ
守 永 信 幸
〒870-0022
大分市大手町3-1-1
TEL 097-506-5088
FAX 097-538-0136

地域を豊かにするためには ～世界情勢の変化に即応できる体制～

6月議会は、補正予算や大分県宿泊税などについて審議されました。また議員提出議案として県民クラブから4本の意見書を提案しました。

補正予算では、中東情勢の影響から原材料の調達難や価格上昇による県内企業等の経営不安に対応するため、保証料率ゼロの県制度資金の融資枠増額や、事業者が生産活動等を安定的に継続できる事業基盤づくりを後押しする補助事業が拡充されました。

具体的には、社会福祉施設の高効率空調等の省エネ設備の整備、中小企業等での太陽光発電と蓄電池を組み合わせた自家消費型エコエネルギー設備の導入支援等です。また、脱炭素に取り組む「おおいたグリーン事業者認証」取得事業者に対しては、当初予算で措置されている工場建屋の遮熱対策等への助成事業の補助率や補助上限額の引き上げなどを実施します。農林水産分野でも、ヒートポンプの導入など生産設備の省エネ化、石油由来の化学肥料に替わる堆肥由来肥料などの購入支援や畜産農家等の自給飼料生産面積拡大に必要な機械の導入補助金の上乗せなどを決めました。

物価高騰の影響は、県民一人ひとりの生活にも及んでいます。光熱費の負担が高まる7月から9月にかけて国が実施する電気・都市ガス料金への補助と歩調を合わせて国の補助対象外となるLPガス消費者や特別高圧電力で受電する中小企業等の利用料金の一部を助成する予算が組まれました。これらの取り組みで日常生活の不安解消が実現できると良いのですが。

笑顔溢れる地域をめざして

物価高騰や品薄によって、必要なものが手に入らなくなることが心配されます。日常生活の中で代替品があれば良いのですが、代替品がなければ一定の不便を覚悟しなければなりません。しかし医療用資材などに影響が及べば、治



▲意見書の提案をする守永

療行為に支障を来すことも心配されます。命に関わる資材については、安定的に供給調整出来なければなりません。全国的に展開する話でもありますので、国がしっかりと取り組むべき問題です。国会議員と連携しながら、日常生活の不安を払拭し、安心して笑顔で暮らせる地域をめざして取り組んで参ります。

権力者が支配者化する時？

『日本国旗損壊罪』が7月17日に成立してしまいました。

私たち県民クラブでは、「国旗損壊罪法案の慎重な審議と的確な判断を求める意見書(案)」を議員提出議案として提案しましたが、賛成少数で否決。意見書を国会に送ることは出来ませんでした。

国旗損壊罪について「この法律が守ろうとする『保護法益』は、国旗を大切に思う国民感情だ」と与党は説明しますが、現状でも他人の所有する国旗が損壊された時は、器物損壊罪で処罰出来ます。なぜ慌てて成立させたのでしょうか。

今回の国旗損壊罪で新たに処罰対象となるのは、自らが所有する国旗を意図的に多くの方々が不快に感じる方法で損壊する行為となります。この行為は、政府・与党に抗議の意を訴える方々による行為と考えられます。この様な行

為に向かわせた政府・与党の行為には何ら措置することなく、国旗損壊のみを罰することに理不尽さを感じます。

議員や公務員は、国民主権の下、平和主義と基本的人権の尊重の精神で、国民の幸福追求権を公平に支援するスタンスであるべきです。国旗損壊罪は、国民の表現の自由を損なうだけでなく、権力者への抗議手段を狭め、権力者の支

配性を高めるものに変貌する可能性を秘めていると感じます。

だからこそ、十分な審議を求めて意見書を提案したのです。政府・与野党が、しっかり議論し、多くの国民が真に納得できる施策を実施していく姿勢であれば、国旗に対しても自然と大切に思う気持ちが育まれるはずで、法律で大切に扱う行為を強制すべきものではないと考えます。

宿泊税を原資に輝く地域づくり

宿泊税は、「持続可能な観光地域づくり」をめざし、地域資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実、戦略的な誘客と県民生活の質の確保との両立、その他観光の振興を図る施策に要する費用に充てるものです。これまで宿泊事業者との意見交換や市町村との協議を重ねると共に、パブリックコメントなども行い、制度の具体化に向けて検討を深め、今定例県議会での提案となりました。

大分県宿泊税の仕組み

税率を始め、宿泊税の概要は「大分県宿泊税の仕組み」の枠に示すとおりです。観光客としての宿泊だけでなく仕事などで宿泊する場合も宿泊をすれば課税されますので、「物価高騰の折、厳しい」と感じられるとは思いますが、観光に焦点を当てながら、私たちの日常に関わるインフラの改善にもつながるものです。私たちの生活圏と接する観光エリアについては、お互いに尊重される環境を意識して創造していくことが大切だと考えます。

また、徴収された宿泊税額から、災害等観光に重大な影響を与える事態への対応のための積み立てや賦課徴収費用など所定の額を控除した金額が事業に充てられます。その金額の7割が各市町村への交付金となりますが、市町村毎の宿泊の多寡によって各市町村への交付に差が生じてしまいます。県としては残りの3割部分を宿泊者の少ないエリアの観光資源等の保全や集客に結びつける戦略的誘客活動への支援に当てる考えです。

現段階では、大まかな想定による推計値でしかありませんが、宿泊税収は18億円を見込んでいるとのこと。

宿泊市町村ベスト5以外は3%以下

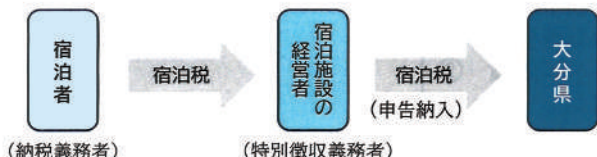
3ページのグラフは、『令和7年度大分県観光実態調査報告書』に掲載されている2023年（令和5年）から2025年（令和7年）に観光客に聞き取りして取りまとめたものです。

左側のグラフが「宿泊した市町村」で、右側が「立ち寄った市町村」となっ

1 制定理由

「持続可能な観光地域づくり」を目指し、地域資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実、戦略的な誘客と県民生活の質の確保との両立その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第6項の規定に基づき宿泊税を導入するもの。

2 大分県宿泊税の仕組み



(1) 納税義務者等

納税義務者：宿泊者

課税客体：県内の宿泊施設への宿泊行為

(宿泊施設：旅館、ホテル、簡易宿所及び民泊施設)

(2) 税率

1人1泊当たりの宿泊料金（素泊まり料金）に応じて、段階的に課税

5千円未満 100円 5千円以上2万円未満 200円

2万円以上10万円未満 500円 10万円以上 2,000円

(3) 徴収の方法

宿泊施設の経営者を特別徴収義務者とする特別徴収

原則、毎月末日までに前月初日から末日までの宿泊税を申告納入

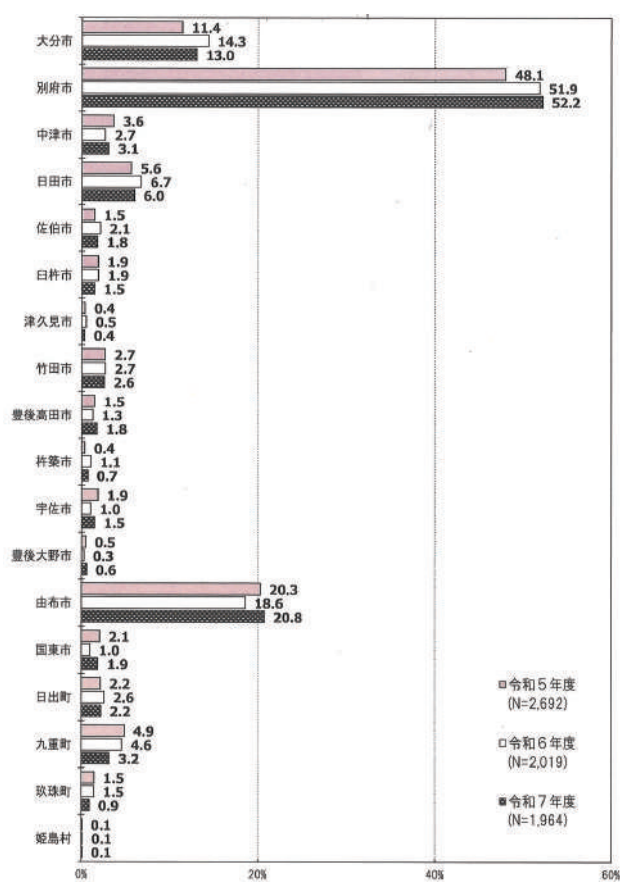
(4) 課税免除

学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）が実施する修学旅行等や児童福祉法に規定する保育所等が実施する宿泊を伴う行事

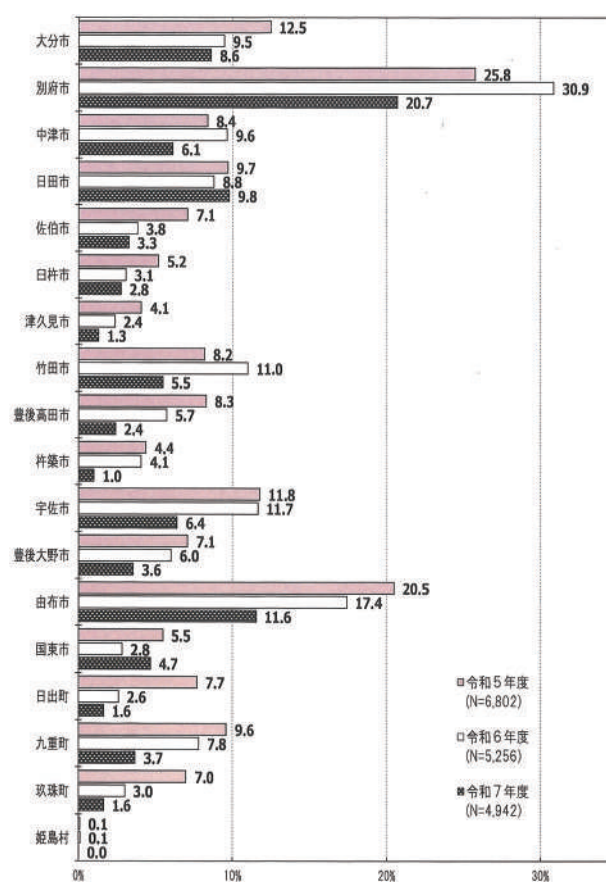
(5) 市町村への交付金

税収から災害等への対応のための積み立て、賦課徴収費用を除いた額の7割を交付金として市町村へ交付

■ 宿泊した市町村 (複数回答) ■



■ 立ち寄った市町村 (複数回答) ■



いずれも「令和7年度大分県観光実態調査報告書」より

ています。

所定の控除額は、大規模災害や感染症などに備える費用や賦課徴収に要する費用として一定額が控除されます。具体的にはこれから詰めるものですが、仮に約1億円を控除とした時には、約17億円が宿泊者の実績に応じて各市町村に割り振られることになります。2025年度の宿泊者の状況を見ると、宿泊者数の1位が別府市で52.2%、2位が由布市で20.8%、3位が大分市で13.0%となっています。4位の日田市6.0%以下18位の姫島村0.1%まで宿泊者の少ない地域もありますが、立ち寄った市町村を見ると、立ち寄り地の比率は宿泊地の比率を多くの市町村で上回っているのが判ります。

宿泊施設がないだけで、観光資源は多数存在する実情が読み取れます。宿泊税は、各市町村毎の宿泊税収に応じて配分される仕組みですから、結果的に観光資源は多数存在しても宿泊税の交付金だけでは整備できない地域が出てくるのが考えられます。その様な場合には事業内容を県と該当市町村とで協議し、県が設置する大分県宿泊税基金に集約された3割部分の財源

を活用することとなります。

市町村と県との連携を密にして頂きながら、地域の産業基盤の育成・発展に良い影響を醸し出せるよう観光地域づくり、更には産業基盤づくりに取り組みたいものです。

宿泊税対応のレジシステムの改修・導入支援

今議会の補正予算に、「宿泊税導入支援等環境整備事業」として6億6753万円余りが計上されています。県税の制度として宿泊施設の窓口での徴収を要請するものですから、事業費として200万円が上限となりますが、補助率10/10で既存のレジ等の改修が出来るようになっています。また新たなレジシステムの導入等、DXを活用した省力化に取り組む場合には限度額300万円で補助率2/3で整備できるようになっています。具体的には、県商工観光労働部観光政策課にお問い合わせ下さい。宿泊業に携わる方は、円滑な徴収環境を整え、適切に運用されるよう、早めの準備に取りかかって頂きたいと思います。

豊かな自然に誰もが浸れる

長者原ビジターセンターを訪問

福祉保健生活環境委員会の県内所管事務調査で、5月26日に長者原ビジターセンターを訪問しました。

ここは、阿蘇くじゅう国立公園の一角である『くじゅう』の自然や文化等を紹介しながら、隣接するラムサール条約登録湿地のタデ原湿原のフィールドが一体となった展示施設です。この施設を起点として、タデ原湿原の散策路も整備されています。今後、車椅子が必要な方々に車椅子を使って散策コースを楽しめるように、2026年に測量設計等を行い、2028年にはバリアフリー化が完成するように取り組んでいます。

より多くの方々に、大分県の涼しさと豊かな自然を味わって頂きたいものです。

「涼しい大分」に誘う

大分県では、「日本一おんせん県おおいた」のキャッチコピーと併せて、暑さが厳しさを増す中で、インバウンドも含めて大分県下の冷涼スポットのお勧めとして「涼しいおおいた」おでかけキャンペーンにも取り組んでいます。

「おんせん県おおいた」だけでは、暑いところとのイメージしかなく夏場の観光地としてのアピール度が低くなってしまいます。暑い夏場も涼しく過ごせる場所があることを多くの方に知って頂きたいと思います。

このキャンペーンは、①九州7県で取り組む



お知らせ

- ◇常任委員会は「福祉保健生活環境委員会」に所属。
- ◇行政や暮らしの相談をお受けしています。
お気軽にご連絡下さい。
- ◇グループでの集まりなどに、お声がけ頂ければ、日程を調整の上、参加させて頂きます。
- ◇守永信幸後援会の会員を随時募集しています。
年会費 3 千円です。

連絡先: 097-537-3044
FAX: 097-534-6598



◀橋の先、階段部分を
バリアフリーにする

九州7県公式環境アプリ『九州エコファミリー応援アプリ』を登録して、冷涼スポットを訪問して頂きアプリのGPS機能でチェックインしてポイントを貯めるものと、②ひやりと癒す「涼をめぐる旅」として、大分県のくじゅう&ユネスコ・エコパーク地域（九重町・佐伯市宇目・竹田市・豊後大野市）のスタンプラリースポットを訪問して頂き、スポットの写真にハッシュタグ（#涼をめぐる旅#場所）をつけてインスタグラムで投稿するといったものが展開されています。それぞれ、ネットで検索して具体的なやり方やキャンペーン期間等をご確認ください。

出迎える側に若者の参画を

大分県への誘客に取り組むことと併せて、県外やインバウンドとして訪れた方々に大分県の良さを伝え、満喫して頂くこと自体の喜びを多くの方々に体験して頂きたいとも思います。若い方々にサービス部門で参画できるように、地元企業と一緒に取り組める施策が欲しいものです。

例えば由布市の県立由布高校は普通科高校ですが、コースの選択肢に県内唯一「観光コース」を設置しています。また立命館アジア太平洋大学のサステナビリティ観光学部では、地域の自然の価値を発見し、保護しながら観光資源として磨き、地域の持続可能な開発に貢献できる人材の育成に努めています。これら人材の養成と併せて、各地域の資源を活かした地域の元気化運動を展開したいものです。

編集後記

来年4月は統一地方選。私も県職員労働組合から5期目に挑戦する決定を頂きました。▶私のモットーは「暖かい心、広い視野、行動力」。小学生の時に父を亡くし、母の苦勞する姿を見ながら、交通遺児育英会の奨学金を受けて大学まで進学し、大分県職員となるのが出来た我が身の幸いを、より多くの方々に恩返しできるように行動することを改めて誓いたいと考えています。▶笑顔あふれる地域創りに向けて、具体的に行動します。よろしくご指導をお願いします。